

対ウズベキスタンODA事業における不正事案の再発防止策(概要)

1. ベトナム PCI 不正事件の発生を受け, 2009 年 4 月以降, ウズベキスタンを含む全ての円借款供与国について, 日本側の措置として以下の 9 項目の不正防止策が適用されている。

- ①技術・価格評価(Quality and Cost Based Selection)の導入
- ②随意契約適用範囲の厳格化
- ③情報取扱い体制の確立、通報者の保護・借入国政府の説明責任
- ④デブリーフィングの導入
- ⑤事前同意手続きの強化
- ⑥事後監査の拡充
- ⑦コンサルタント雇用支援の強化
- ⑧罰則の強化
- ⑨我が国コンサルタント業界によるコンプライアンスの取り組みの強化

2. 上記の措置に加え, 以下の措置を講ずるものとする。

(1)ウズベキスタン側措置

- ①政府全体としての再発防止体制の構築・強化
 - ・不正腐敗防止に関し、プロジェクトに対する審査及びモニタリングに責任を有するウズベキスタン共和国の既存の関連部局(財務省、経済省、対外経済関係投資貿易省、国家建築・建設委員会、復興開発基金等)の機能を強化する
 - ・不正腐敗に関する情報受付のための「ホットライン」の設置
 - ・実施機関に対する不正腐敗防止のための説明会の開催, 実施機関向け手引書の作成・配布
 - ・贈賄罪の罰則強化(既に実施)
- ②案件モニタリングの強化
 - ・ 不正な差し替えを防止するため, 応札札原本のJICAへの提出
 - ・ 評価, 契約交渉段階における独立した専門家の参画
 - ・ サービス対価の契約に即した支払い
 - ・ 調達事後監査の拡充
- ③企業へのコンプライアンス体制構築への働きかけ

- ・ 受注企業のコンプライアンス・プログラムの入札要件化
(不正が指摘された実施機関において、入札評価の際に企業がコンプライアンス・プログラムに盛り込むべき項目を示したチェックリストへの記入、及び同プログラムを提出させることを入札参加企業に義務づけるもの)

(2) 日本側措置

① 不正腐敗情報受付窓口の強化

- ・ 「通報窓口」から「相談窓口」への機能強化
- ・ 通報言語の拡大(ロシア語での情報受付)
- ・ 相談を促すための減免措置を措置規定に導入

② 不正に関与した企業への措置の強化

- ・ 措置の厳格化

③ 企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけ

- ・ JICA不正腐敗防止ガイダンスの作成
- ・ 措置解除の際にコンプライアンス・プログラム等の再発防止策の提出を義務化
- ・ 受注企業のコンプライアンス・プログラムの入札要件化

④ ウズベキスタン側の能力向上支援と連携強化

- ・ 技術協力による能力向上支援(研修、専門家派遣等)

(3) 両国間での措置

① フォローアップの強化

- ・ 日・ウズベキスタン両国政府間でフォローアップ会合を開催(年4回程度)
- ・ ODA事業において不正競争に関与した企業のデータベース作成・処理